

# 政治行政制度について

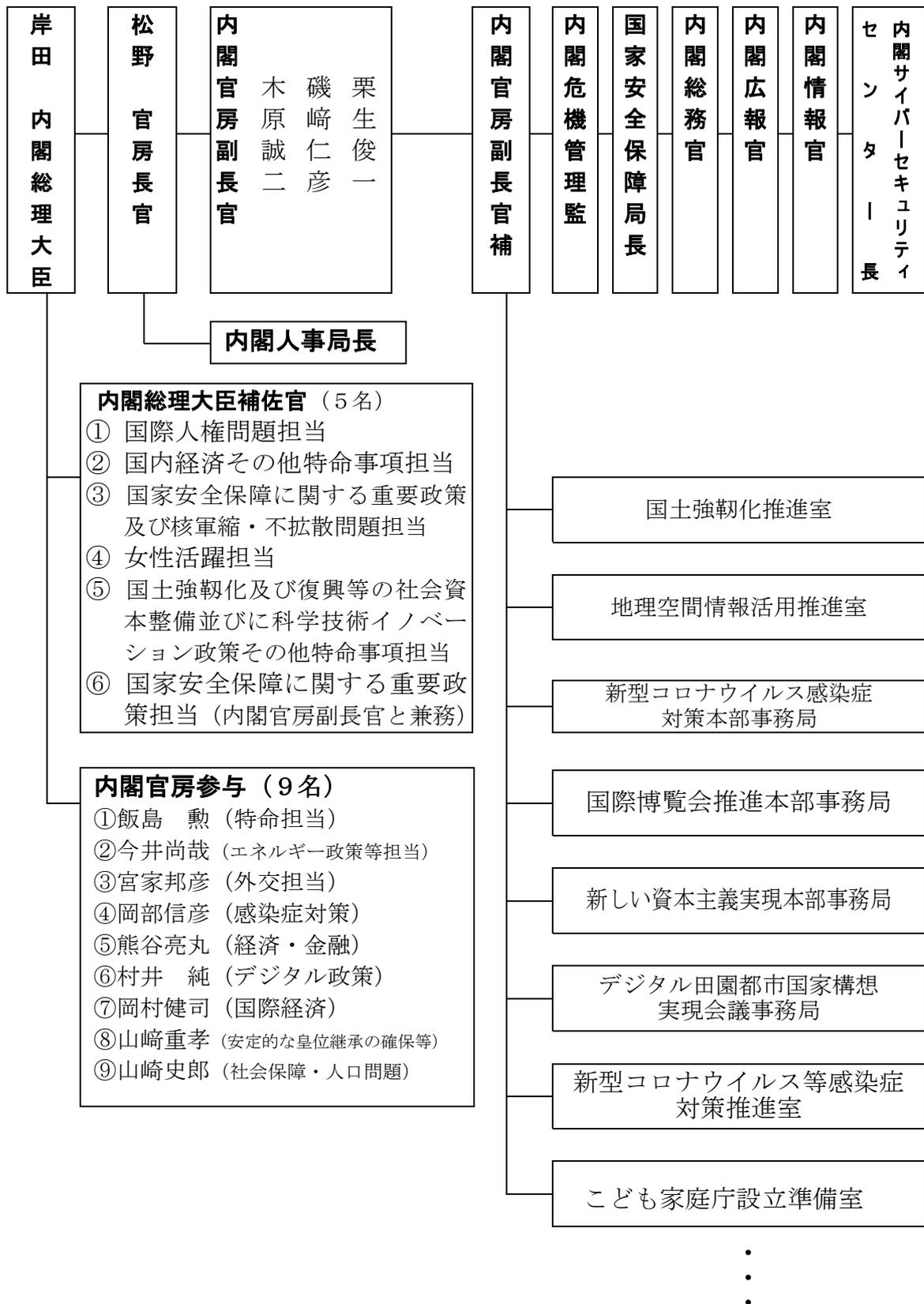
令和4年7月20日  
「第10期わかやま塾 第2回」

塾長 和歌山県知事 仁坂 吉伸

# A 三権分立

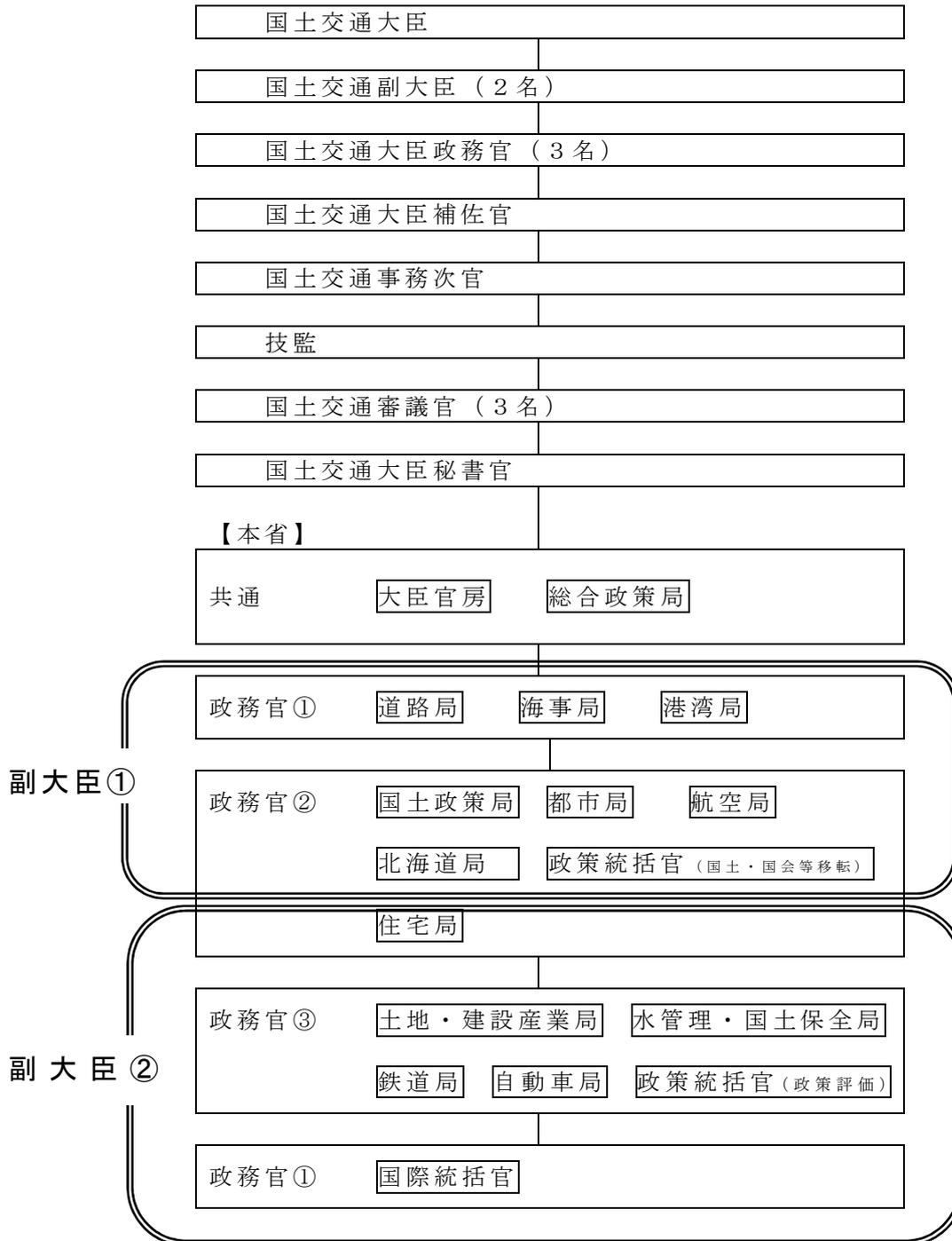
## B 行政

### (1) 内閣の仕組み



## (2) 政治家と官僚

### ① ポストと人事システム (令和4年4月1日時点)



### ② 政治主導の功罪

### ③ 官僚主義の真の弊害

### ④ 提案のすすめ

### (3) 行政

①作用・反作用

②一般均衡解

③実行力と影響の広さ

④決断力とスピード

#### (4) 行政への関与の仕方

①理屈 対 圧力 対 人脈

②要望・陳情のやったふり

③効く要望、効かない要望

④理屈と大義名分

⑤倫理規則を守って積極的に交際

## C 法令(法律と条例)

### (1)法律の分類

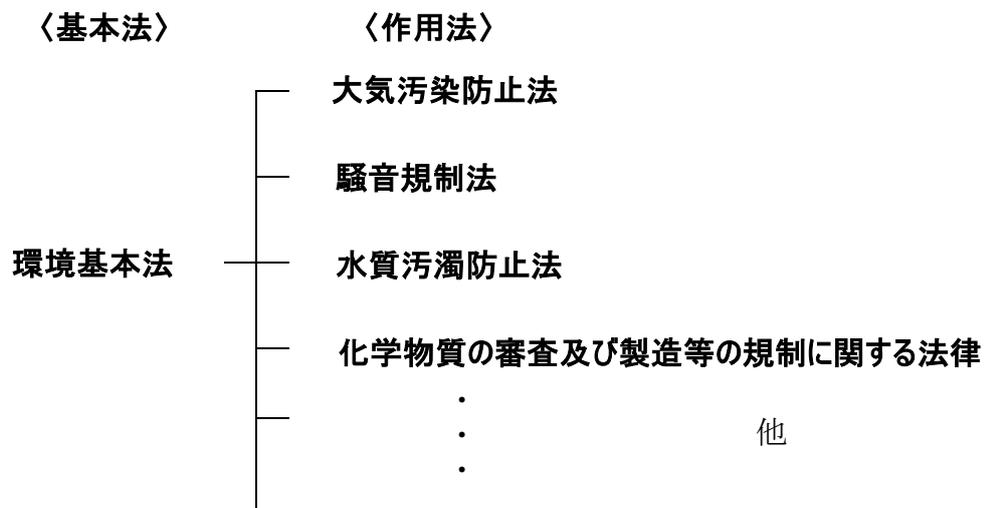
#### ①何故、法律がいるか

#### ②基本法、宣言法、作用法

#### 〈基本法と作用法〉

- 基本法は、国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度、政策、対策に関する基本方針などを定めている法律。
- 作用法は、その基本方針に基づいて、個別の政策を実現するために、国民の権利を制限したり、国民に義務を課すことなどを具体的に定めている法律。

[例えば]



## 〈宣言法〉

○一定の分野に関する意見や方針を表明しているが、その実現のための具体的な方策については定めていない法律。

〔例えば〕

### 【古典の日に関する法律】

国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、11月1日を古典の日とすることや、国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとするなどを規定。

### 【観光立国推進基本法】

観光立国を実現するため、政府が観光立国推進基本計画を策定することや、国が国際競争力の高い魅力ある観光地の形成などのために必要な施策を講ずるなどを規定。

## 〈作用法と宣言法の間隔的な法律〉

○一定の政策実現のための方策を定めているが、作用法ほどには具体的には定めていない法律。

〔例えば〕

### 【過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)】

過疎地域について、総合的・計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることを規定。

特別な措置として、

- ① 教育、児童福祉及び消防施設の国庫補助割合の嵩上げ
- ② 過疎地域自立促進のための地方債
- ③ 租税特別措置(事業用資産の買い換えの場合の課税の特例、減価償却の特例)などを規定。

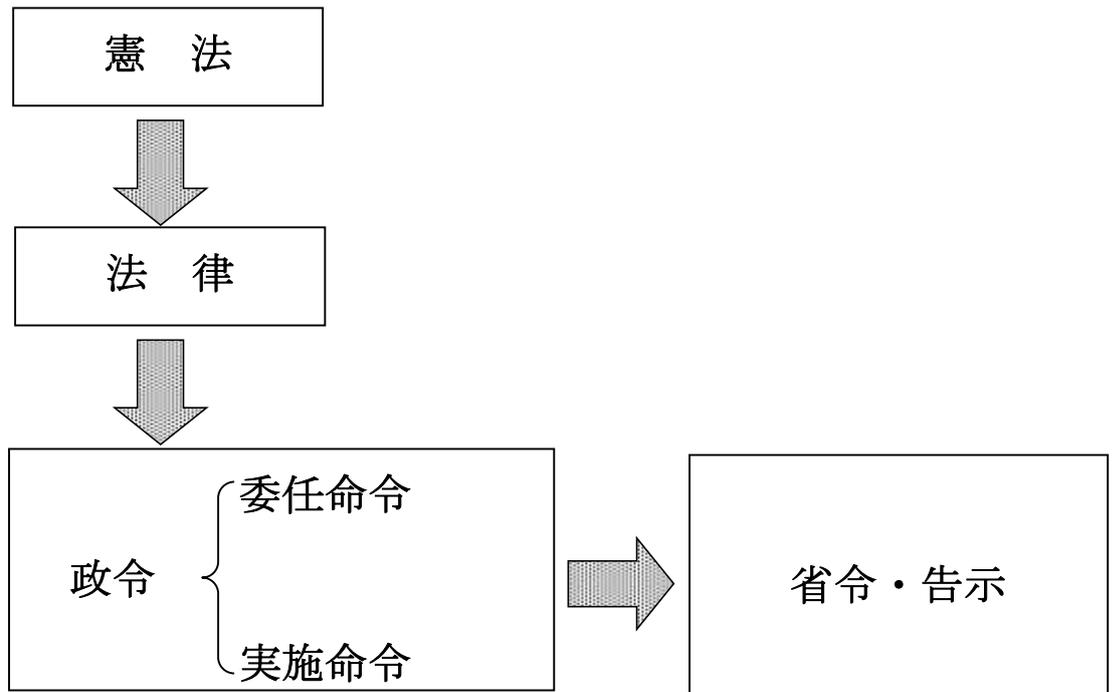
## (2) 法律の仕組み

### ① 条文－政令等への委任

### ② 実施命令

### ③ 解釈（形式と実際）

### ④ 「法律上できません」の意味



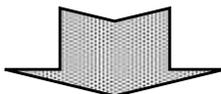
委任命令：法律の委任に基づいて制定される命令。  
国民の権利義務についても、委任の範囲内で規定できる。

実施命令：憲法及び法律の規定を実施するための命令。  
手続的な事項等に限って規定できる。

<事例 傾斜 20 度超農地の災害復旧問題>

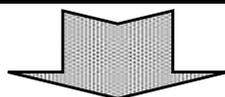
**【法律】の規定** (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- 農地等の災害復旧事業に要する費用については、国が都道府県に対し補助する。
- 「**経済効果の小さいもの**」は国庫補助対象外とする。



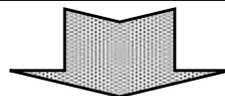
**【政令】の規定**

- 傾斜が 20 度を超える農地の災害復旧事業は、「**経済効果の小さいもの**」として国庫補助対象外とする。



**本県の実情**

本県の梅は、農地の傾斜を有効に活用して落下梅をネットで収穫する省力農法で栽培。  
(20 度を超える農地が約 3 割)

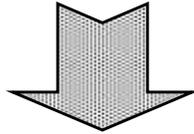


本県が国に実情を訴えた結果、20 度超農地も国庫補助対象とする政令改正を実現

## <事例1 コムスン事件>

○平成 18 年 12 月

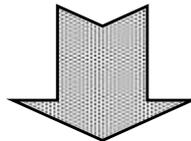
介護事業者大手コムスンによる介護報酬不正請求が東京都で発覚  
その後、岡山県、青森県、群馬県、兵庫県などで発覚



○平成 19 年 6 月

厚生労働省は、不正請求が発覚した所だけでなく、全国のコムスンの介護保険事業所について新規の事業者指定及び事業者指定の更新の受付停止という処分を発表

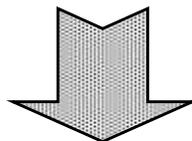
◀ 介護業界からの「退場処分」 ▶



○平成 19 年 6 月

コムスンの親会社がコムスンのすべての事業を同業の子会社へ譲渡すると発表

※ 子会社は、形式上コムスンとは法人格を異にするため、コムスンに対して課された  
厚生労働省の処分が適用とならないおそれ



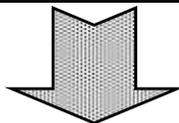
○平成 19 年 6 月 知事定例記者会見時の発言

「明らかな脱法行為で正義に反する。そのような人間が福祉事業に手を出していること自体がおかしい。国が(譲渡を)認めても(和歌山)県は絶対に認めない。」

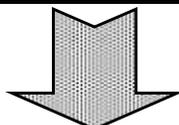
## <事例2 ウメ輪紋ウイルス感染樹伐採事件>

講師用資料

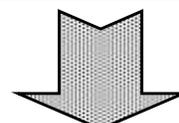
平成 25 年 5 月 和歌山市内でウメ輪紋ウイルス感染樹を発見



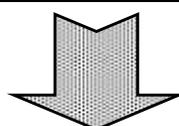
知事は、感染まん延防止のため、担当職員に感染樹の伐採を指示



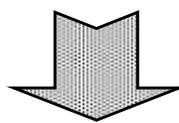
**植物防疫法上、感染樹の伐採を命じることができるのは国だけ**  
国の命令が必要と考えた県職員は、国に働きかけ



しかし、国の命令を待っていれば、感染が広がるおそれ



国の命令がなければ感染樹所有者に伐採を強制できないが、  
**所有者が了承すれば伐採は可能**

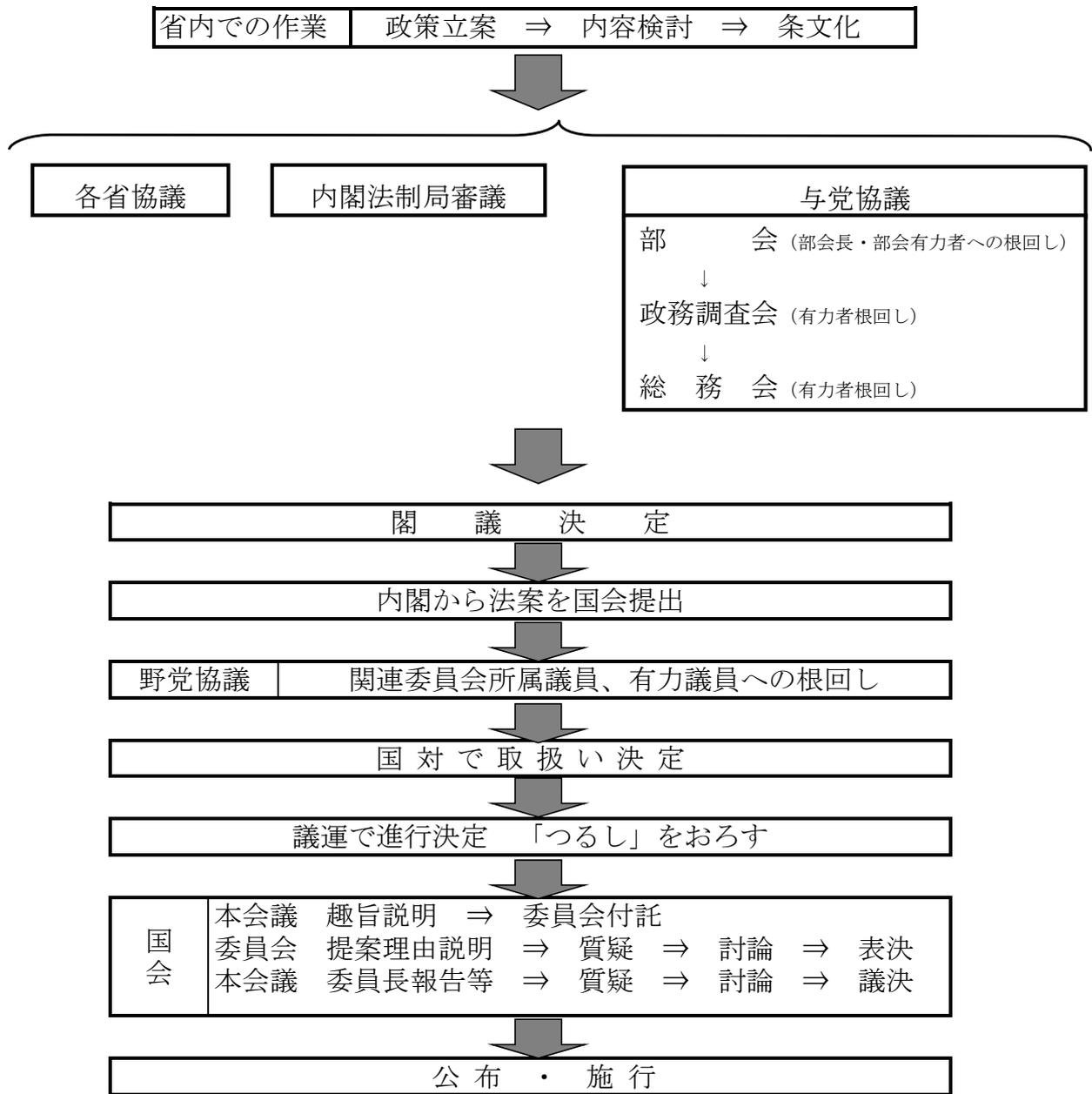


所有者の了承を得て伐採

### (3) 法律ができるまで

#### 議員立法と政府提出法案、政省令等

○法律ができるまで



○政令ができるまで

○省令・告示ができるまで

## (4) 条例と法律

○地方公共団体は、**法律の範囲内**で条例を制定することができる。（憲法第 94 条）

||

○地方公共団体は、**法令に違反しない限りにおいて**地方公共団体の事務に関し、条例を制定することができる。（地方自治法第 14 条）

### 〈なぜ、「法律の範囲内」でなければならないのか？〉

講師用資料

例えば、「うちの県の道路では、車は右側通行にする」とか「うちの県では、国際化のため円ではなくドルにする」というようなことは認められない。なぜなら、地方自治といってもあくまでも、国家の中の制度なので、全国的なレベルで決めるべきことをその地域だけが勝手に変えてしまうと、国家の秩序が保つことができなくなってしまう。

### 〈「法律の範囲内」かどうかの判断基準は？〉

条例で規制しようとしていることが、法律ではどのようにになっているのかを考えて判断する。

法律の規定	法律と条例の関係	法律の趣旨	法律の範囲内
なし		規制しない	×
		法律で画一的に定める必要はない	○
あり	法律と条例が別の目的	条例が法律の目的・効果を阻害する	×
		条例が法律の目的・効果を阻害しない	○
	法律と条例が同じ目的	全国一律の規制を求めている	×
		地方の実情に応じた規制を認めている	○

講師用資料

#### 和歌山市排出水の色等規制条例(いわゆる「色抜き条例」)の場合

- この条例では、工場等の排出水の「色、濁り、温度、残留塩素」について、市独自に規制。（水質汚濁防止法に規定なし）
- 同じく工場等からの排出水について規制している水質汚濁防止法は、全国を画一的に規制するのではなく、最低限の基準として、全水域一律の排水基準を設定したもので、地方公共団体が地域の実情に応じて条例により規制を行うことを認めている。
- よって、色抜き条例が、水質汚濁防止法が排出基準を設定していない「色等」について規制を設けることは、「法律の範囲内」と言える。

## 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の場合

### ○条例の概要

#### 【建築物等を廃虚にしないように最低限の規範を規定】

- ・ 建築物所有者等の責務  
建築物等の外観について、周辺の良い景観に支障となる廃虚とならないよう維持保全ににつとめなければならない。
- ・ 建築物等の状態規制  
建築物等の外観については、著しい破損、腐食等により、周辺の良い景観と著しく不調和な状態（景観支障状態）であってはならない。（現に使用されているものや文化財等は除く。）

#### 【住民の要請に基づいた景観上支障となる廃虚への対策を規定】

- ・ 周辺住民の要請（建物周辺70mの周辺住民等の1/3）  
↓
- ・ 必要と認められれば除去などの措置をとるよう**勧告**  
↓
- ・ 勧告に従わない場合で特に著しい景観支障状態のものについては**命令**  
↓
- ・ 命令に従わない場合で特に著しく公益に反する場合は**行政代執行**  
※ 除去等の措置にかかる費用は、原則所有者等の負担  
条例施行以前から景観支障状態の場合、除去により生じる受益を差し引いた上で損失補償

### ○論点

- ・ 本条例において規制される財産権と公共の福祉の関係を明確にするため、規制の対象と保護法益を明確にするとともに、判断の妥当性を担保するため、周辺住民等の要請を要件とし、所有者等に意見を述べる機会を与えるほか、市町村及び和歌山県景観審議会の意見を聴くこととした。
- ・ 建築基準法においても、建築物の所有者等に、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努力義務を課しているが、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としたもので、本条例とは目的を異にしている。  
また、本条例の規定が建築基準法その他の法律の目的を阻害することがない。

### ○結論

本条例により規制を設けることは、「法律の範囲内」と言える。

## 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例場合

### ○条例の概要

#### 【現行の薬事法による規制】

- ・精神作用等を及ぼす成分を「指定薬物」として指定し、規制（成分等を指定するまでに相当の期間が必要）
- ・お香などと称し、人体への使用を目的としないように偽装して販売された場合、医薬品として規制することが困難

#### 条例による規制

#### 【知事監視製品制度】

- ・精神作用等を及ぼすおそれがあり、本来の用途に反して使用されるおそれのある製品を指定
- ・販売、購入等の手続を義務化し、販売者・購入者等の両者に対し製品本来の用途・使用方法等を徹底
- ・県内店舗での購入に限らず、インターネットや県外店舗での購入者も対象

##### ※販売業者の義務

販売業の届出、購入者への使用方法の説明書の交付及び説明、購入者からの誓約書の受取、仕入記録の作成  
（違反者：警告→命令・公表→罰則）

##### ※購入者の義務

販売業者又は知事への誓約書の提出  
（違反者：警告→過料）

#### 【知事指定薬物制度】

- ・薬事法で指定前の、精神作用を有し、健康被害を起こす成分を県独自で指定
- ・製造・販売等及び正当な理由なく所持・使用すること等を禁止

### ○論点

- ・この条例における知事監視製品の規制と営業の自由（憲法第22条第1項の職業選択の自由）の関係については、知事監視製品の規制は、用途どおりに販売され、その用途どおりに適正に使用されることを徹底しようとするものであり、流通を規制するものではなく、販売業者が通常果たすべき注意義務を規定したにすぎない。

また、個人に対しても、購入等した製品をその用途どおりに適正に使用することを義務化しているにすぎない。

したがって、制度の趣旨及び目的の公益性から判断すると最低限の規制であり規制に違法性はない。

- ・薬事法は、指定薬物の製造、販売、所持等を規制しているが、本条例において規定する知事監視製品及び知事指定薬物は薬事法に規定する指定薬物に指定されていないものである。

### ○結論

本条例により規制を設けることは、「法律の範囲内」と言える。

## 和歌山県住宅宿泊事業法施行条例の場合

### ○条例の概要

#### 【住宅宿泊事業法の制定】

- ・住宅宿泊事業とは、旅館業法に規定する営業者以外の者が、180日を上限に宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業
- ・住宅宿泊事業を行おうとする者は、都道府県知事に届出が必要
- ・住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理者（国土交通大臣登録）、住宅宿泊仲介業者（観光庁長官登録）の3者を位置づけ

#### ※住宅宿泊管理業

家主不在型等の住宅宿泊事業者から委託を受けて、報酬を得て、宿泊者の衛生の確保や苦情等の対応などを行う業務

#### ※住宅宿泊仲介業

宿泊者または住宅宿泊事業者のため、報酬を得て、届出住宅における宿泊のサービスを受けること、または提供することについて、契約締結について代理または媒介等をする業務

- ・法律や政省令には、住宅宿泊事業者が、具体的に何をすべきかが定められていない【住宅宿泊事業法の課題】



#### 【条例の制定】

- ・本条例により、法に具体的な規定のない事項について、住宅宿泊事業者等が守るべきルールを明定。

### ○論点

- ・苦情等への対応

戸建て住宅→届出住宅から概ね徒歩10分以内の範囲に駐在

集合建物内→集合建物の施設内に駐在

- ・周辺住民に届出内容を説明し、意見を求める

- ・近隣住宅住民の反対がないことを確認

戸建て住宅→届出住宅の向こう三軒両隣等の住宅の反対がないこと

集合建物内→届出住宅の同一階と真上、真下の住宅の反対がないこと

- ・住宅宿泊事業者は、条例に定めるルールを守る旨を宣言した「証明書」を届出時に県に提出

- ・条例に定めるルールが適用されることを条件として、全県180日までの事業を認める

### ○結論

本条例により規制を設けることは、「法律の範囲内」と言える。

## 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の場合

### ○条例の概要

#### 【事業者に義務づけている事項】

- ・対象となる太陽光発電事業（県内で合計出力 50kW 以上の太陽光発電設備を設置し発電する事業（建築物の屋上等に設置されるものを除く））を実施しようとするときは、太陽光発電事業計画（土地の造成、設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための計画）を作成し知事の認定を受ける必要。

#### (1) 認定申請前の手続き【適切なコミュニケーション】

事業計画の作成に際し、その初期段階から自治体（県及び市町村）との協議や地元説明を通じて、自治体や地域住民と適切なコミュニケーションを図ることを義務づけ。

#### (2) 認定申請【知事の認定】

適切なコミュニケーションを経て策定した事業計画について、公表を義務づけ。また、知事の認定を受けるためには、太陽光発電事業計画の内容が認定基準に適合している必要。

- 【認定基準】①防災面（土地造成）、②設備面（設備の安全性（構造強度））  
③環境面（生活環境・自然環境配慮）、④景観面（色彩、反射等）  
⑤法令等（関係法令の許可状況等）

#### (3) 認定後【太陽光発電事業計画に基づく事業実施】

太陽光発電事業に係る土地の造成、設備の設置、事業区域や設備の維持管理、事業の廃止を実施する際に、認定を受けた事業計画に従い適切に実施することを義務づけ。

### ○論点

- ・近年、山林や傾斜地を開発する太陽光発電の計画が増加しており、防災上の問題、環境面や景観面での悪影響について県民の不安が拡大。
- ・太陽光発電については、規模や設置場所によって、環境影響評価条例や森林法等の適用を受けないものや、事前に地域住民等に説明が行われないうまま、事業が実施され、地域でトラブルが生じている事例が多発。
- ・こうしたことから、太陽光発電事業について、県民の理解と環境との調和を確保し、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図るため、条例を制定。

### ○結論

本条例により規制を設けることは、「法律の範囲内」と言える。

## D 公務員

### (1) 国家公務員

#### 任用、身分保障、倫理

講師用資料

○職員任用（採用、昇任、転任など）は、すべてその職員的能力に基づいて行わなければならない。

〈なぜなら〉

- ・効率的に業務を行うため、優秀な人材を採用し、育成しなければならない。
- ・人事は公正でなければならない。 ～情実人事の弊害は大きい～

「政治」と「行政」との分離。

→ 公務員が、政権を獲った政党の好悪で左右されては、「全体の奉仕者」でなく「一部の奉仕者」になってしまう。

中立かつ公正な人事行政制度確立のため

- ・国には … 人事院
- ・都道府県には … 人事委員会 を設置し、採用試験等を実施。

○職員身分保障 … 職員を情実人事や政治的な圧力から守り、全体の奉仕者として職務に専念させるためのもの。

- ・すべての職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。
- ・職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

### (2) 地方公務員

#### ○和歌山県の採用制度 ～より人物重視の採用に～

〈I種一般行政職の場合〉

現行制度			見直しの経緯
	試験科目	配点	
1次	基礎能力試験 (SCOA)	400点	平成14年度～ ・1次試験の合格者数を、採用予定人数の <u>2倍に設定</u> ・2次試験に <u>集団討論を導入</u>
	専門試験	600点	平成20年度～
	論文試験	200点	・1次試験の合格者数を、採用予定人数の <u>2倍→3倍</u>
	適性検査		平成23年度～
2次	面接試験	1800点	・個別面接を <u>1回→2回</u> ・面接試験の配点 <u>1400→1800点</u> 平成30年度～ ・一次試験（専門試験）の出題分野の選択が可能に 令和3年度：集団討論を廃止 令和4年度～ ・教養試験を基礎能力試験（SCOA）に変更、 ・論文試験を第1次試験で実施します

・平成21年度から I種一般行政職に「特別枠」創設

※「特別枠」：特筆すべき能力や実績を得る過程で培われた意欲・行動力・精神力を評価するために設けられた区分

※令和4年度から、特筆すべき実績等は特に問わず、「受験対策ができないほど何かに打ち込んだ方で、県の課題解決に取り組む意欲を持つ方」に変更

## 「和歌山県職員倫理規則について」

和歌山県では、県職員が仕事を行う上で県民の疑惑や不信を招くことがないように、利害関係者と交際する場合のルールを定めています。

### 利害関係者とは？

「許認可の相手方」、「契約の相手方」、「補助金等の交付の対象となる相手方」、「入札事務の相手方」、「立入検査等の相手方」、「不利益処分の相手方」、「行政指導の相手方」などです。

### 飲食は？

**割り勘なら OK** です（一万円を超える時には、倫理監督責任者に届出必要）。

原則として県職員は奢ってもらうことはできません。

なお、多数が参加する式典などに参加した場合や、利害関係者が県職員になる以前からの知人である場合などには、利害関係者の負担で飲食することができますが、倫理監督責任者への届け出が必要です。

### 遊技(麻雀など)は？ ゴルフは？

**遊技(麻雀など)は、割り勘でもダメ**です。

**ゴルフは、割り勘なら OK** です（倫理監督責任者に届出必要）。

なお、国家公務員の場合は割り勘でも禁止されています。

### 旅行は？

原則として**割り勘でもダメ**です。

公務出張の際に、利害関係者が調査団の一員として同行することなどは OK です。

### 祝儀・香典、お中元・お歳暮は？

原則として**受け取れません**。

ただし、利害関係者が、県職員になる以前からの知人である場合や、職員の親などと知人である場合などに、通常の社交儀礼の範囲内で受け取ることができます。

## E 議 会

### (1) 国会の機能

#### ① 国会の運営

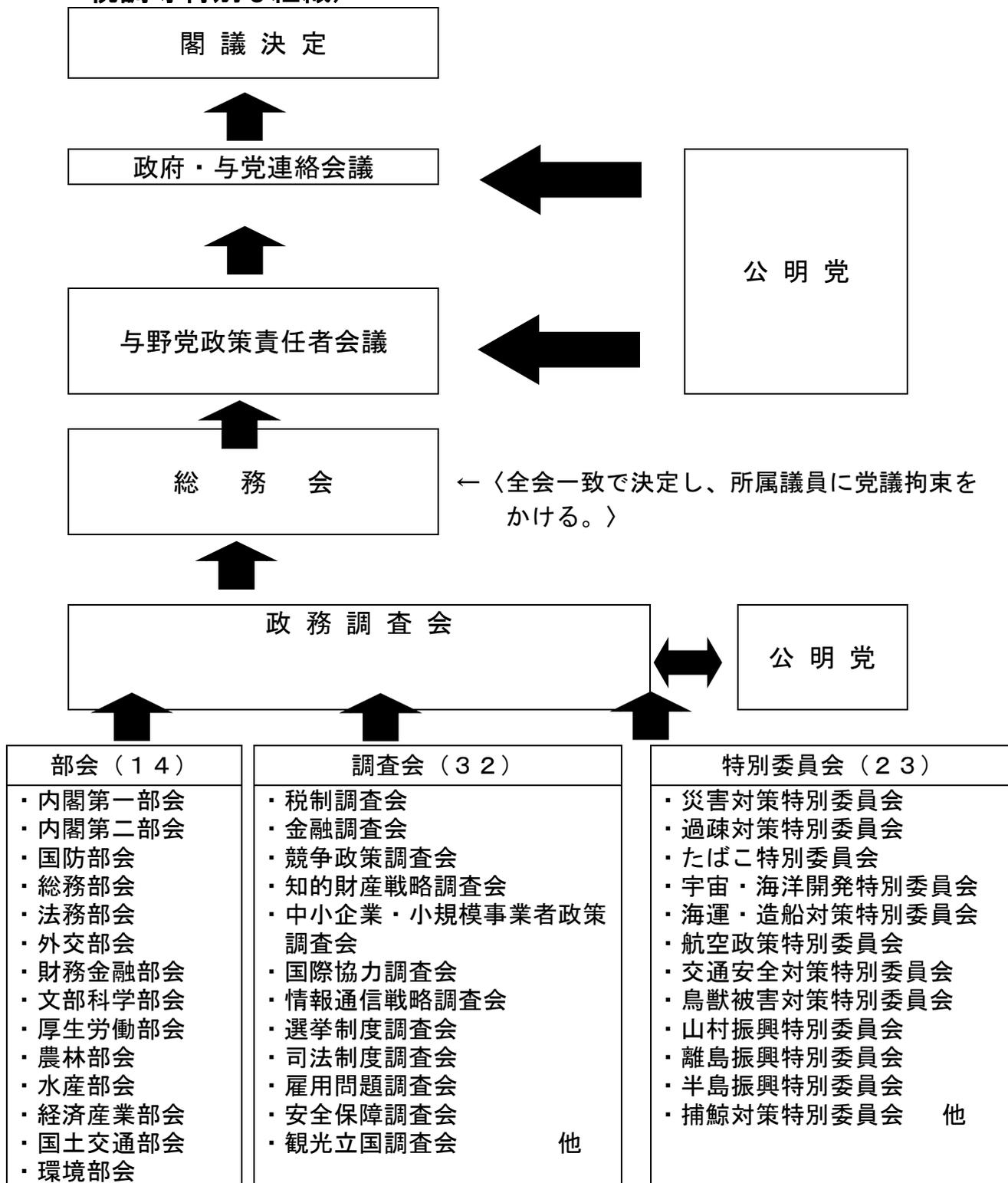
#### ② 国会と政府との係わり合い

### (2) 国会答弁

無誤謬性 「国会答弁のような」

### (3) 政 党

#### ①自由民主党の組織とその機能(部会・政調会・総務会・与党連絡会議・税調等特別な組織)

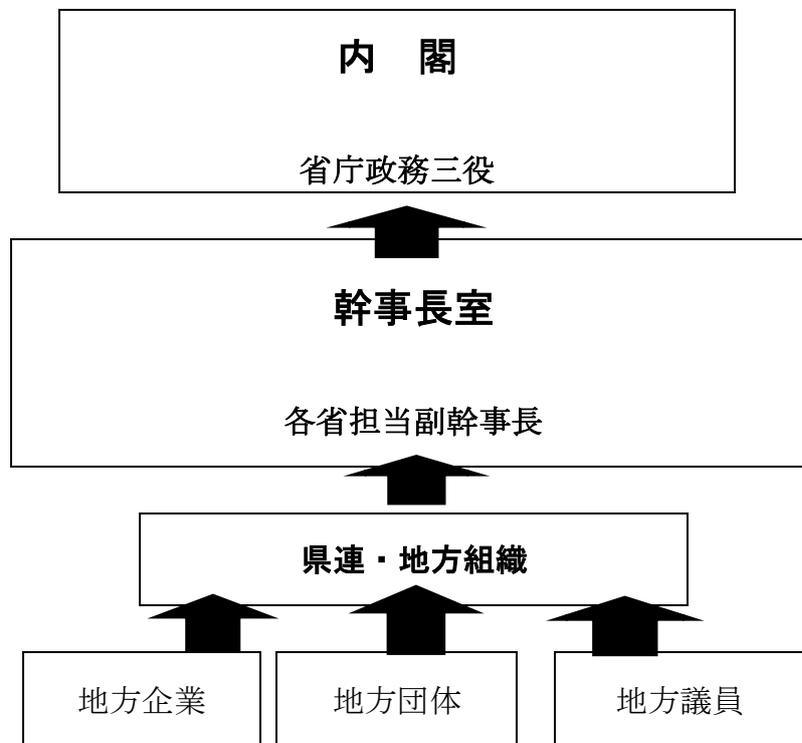


#### ②公明党

### ③民主党政権時代

鳩山政権	政策調査会を廃止。政策決定は内閣に一元化。 政府への地方からの陳情等を幹事長室に一元化。
菅政権	政策調査会を復活。 政策調査会長が閣僚を兼務することで政策決定を一元化。
野田政権	政策調査会が独立。政策は政府・民主三役会議で調整。

#### 〈陳情の対応・報告・返答のルート〉



### ④議員の日常

### ⑤地方の組織(支部)

#### (4) 地方議会

## F 司 法

(1) 違憲、違法、訴訟

(2) 差し止め請求、取り消し請求、損害賠償

## F 司法

講師用資料

### (1) 違憲、違法、訴訟

#### <事例1-1 違憲判決>

##### 衆議院議員定数訴訟(最高裁 S51.4.14 判決)

###### [概要]

- いわゆる一票の格差での初の最高裁違憲判決。
- Xは、S47.12.10に行われた衆議院議員選挙の無効を求めて訴訟提起。
- その理由は、次の通り。
  - ・衆議院議員選挙の議員定数を規定した公職選挙法は、何の合理的根拠もなく選挙区によって国民を不平等に取り扱ったものであり、憲法第14条（法の下  
の平等）に違反し無効。
  - ・その違憲無効である公職選挙法に基づき実施された選挙も無効。

###### [判決]

- 最大格差1対4.99は違憲。ただし、選挙は有効（事情判決）。
  - ※事情判決：違法ではあるが、これを取り消すと公益に著しい障害がある場合は、請求を棄却することができる。

#### <事例1-2 違憲状態判決>

##### 参議院議員定数訴訟(最高裁 H24.10.17.判決)

###### [概要]

- 参議院選挙について、参議院の特殊性（議院の権限や議員の任期等）から立法府の裁量をより広範に認め、衆議院選挙より「1票の格差」が大きくて当然であるとしてきた従前の判断を覆した判決
- Xは、H22.7.11に行われた参議院議員通常選挙の東京都選挙区における選挙の無効を求めて訴訟提起。
- その理由は、次のとおり。
  - ・参議院選出議員の選挙区を規定した公職選挙法の定める参議院議員定数配分規定は、憲法第14条（法の下  
の平等）等に違反し無効。
  - ・その違憲無効である公職選挙法に基づき実施された選挙も無効。

###### [判決]

- 選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたが、
- 本件選挙までの間に定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとは言えない。

※違憲状態：違憲一步手前の判断であり、是正のために必要な合理的期間を過ぎて違憲状態が継続すると違憲になる。

## <事例2-1 違法判決>

### 茅ヶ崎市商工会議所職員派遣事件訴訟

#### 〔概要〕

- 茅ヶ崎市（以下「市」という。）は、商工業の進展を図るため、職員を商工会議所に派遣した。
- 派遣した職員は市の事務に従事しないので、市は、地方公務員法上定められている職務に専念する義務を免除した上で、職員を派遣し、給与を支給した。
- 住民らは、その給与支出は違法であるとして、損害賠償等を求めて住民訴訟を提起した。

#### 〔最高裁 H10.4.24 判決〕

- 職務専念義務免除の適法性を判断するに当たって検討すべき内容(※)を明示。
  - ※ 派遣先の実際の業務内容や派遣職員の具体的な職務内容と市の施策との関連性など。
- 本件給与支出を適法と判断した原審の判決は、審理不十分として破棄差戻し。

↓

当時、自治体の職員派遣については法整備がされていなかったが、この最高裁判決を踏まえ、統一的ルールを定めた、現在の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が制定された。

#### 〔差戻上告審(最高裁)判決 H16.3.2 判決〕

- 職務に専念する義務の免除及びそれに伴う給与支出について、違法性は認めつつ、市には故意又は過失は認められないとして、損害賠償請求は棄却した。

## <事例2-2 違法ではないとされた判決>

### 滋賀県行政委員会委員報酬事件訴訟

#### 〔概要〕

- 選挙管理委員会、労働委員会及び収用委員会の各委員に対し月額報酬を支給する旨を滋賀県条例に規定
- 住民らは、当該規定が地方自治法第203条の2第2項の趣旨に反するものであるとして当該月額報酬の支給の差止めを求める住民訴訟を提起。

#### 〔第一審 H21.1.22 大津地裁判決〕

- 選挙管理委員会の委員等が法律上明文の規定をもって非常勤とされていること、当該委員等の勤務実態が常勤の職員と異ならないとは言えないことから、勤務日数によらないで月額報酬を支給することとした規定は地方自治法の趣旨に反する。（月額報酬の支給の差止め請求を容認）

#### 〔第二審 H22.4.27 大阪高裁判決〕

- 労働委員会及び収用委員会の会長及び委員並びに選挙管理委員会の委員の場合は地方自治法第203条の2第2項ただし書で許された裁量の範囲を逸脱して違法であり無効であるというべきであるが、選挙管理委員会の委員長の勤務は1か月に1週間程度であってそれなりに負担であり、計算による1日当たりの金額（国における非常勤職員の報酬限度額の1.36倍程度）も著しく不合理なものではないとの判断もあり得るため、著しく妥当性を欠く状態になっていると断じがたく、違法であると認定することはできない。

#### 〔最高裁 H23.12.15 判決〕

- 選挙管理委員会の委員長以外の委員についても登庁日以外にも相応の実質的な勤務が必要になるなど形式的な登庁日のみをもってその勤務の実質が評価し尽くされるものとはいえ、月額報酬制を採る条例の規定が、委員会の委員等の非常勤職員の報酬の支給方法及び内容の決定を議会による裁量権に基づく判断に委ねた地方自治法の趣旨に照らして特に不合理であるとは認められないことなどから、違法、無効であるということはいえない。
- 労働委員会及び収用委員会の会長及び委員の報酬については、条例の改正により既に日額報酬制を採ることとされているため、月額報酬に係る公金の支出の差止めを求める訴えは不適法であり、却下する。

## (2) 差し止め請求、取り消し請求、損害賠償

講師用資料

### <全国的事例1 差し止め請求>

#### 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件 (広島高裁 H29.12.13 判決)

##### [概要]

○伊方原発のおよそ 100 km圏内（広島市、松山市）に居住する住民が、一般電気事業者に対し、人格権に基づき、伊方原発 3 号機の運転差止めを命じる仮処分を申し立てた。

※原審（広島地裁 H29.3.30 判決）

原子力発電所の安全性審査に関する新規制基準は合理的であり、伊方原発が新規制基準に適合するとの原子力規制委員会の判断も合理的である。よって住民（抗告人）らの申立てを却下。⇒抗告人らが即時抗告

##### [判決]

- 一般電気事業者は、伊方原発 3 号機の運転をしてはならない。
- ・伊方原発の設置主体である一般電気事業者は、抗告人らの生命身体に対し具体的危険が及ばない事についての立証が必要。
- ・火山の影響による危険性以外は、新規制基準も、伊方原発が新規性基準に適合するとした判断も合理的。
- ・しかし、原子力規制委員会の内規である「火山影響評価ガイド」において、過去最大の噴火規模を想定し、設計対応不可能な火砕流が原発に到達する可能性が十分小さいと評価できない場合は原発の立地は不適と定めている。
- ・一般電気事業者が行った地質調査や火砕流シミュレーションからは、約 9 万年前に発生した過去最大の噴火の火砕流が、伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと評価することができず、原発の立地は認められない。
- ・よって、伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理。抗告人らの生命身体に対する危険が推定される。

## <全国の事例2 差し止め請求>

### 大飯原発3、4号機運転差止請求事件(福井地裁 H26.5.21 判決)

#### [概要]

○全国各地に居住する原告らが、一般電気事業者に対し、人格権ないし環境権に基づいて選択的に、一般電気事業者が設置した原子力発電所の運転差止を求めた。

#### [判決]

- 被告は、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。
- ・ 原子炉発電所の稼働は、法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由に属するものであり、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきもの。
  - ・ 新規制基準への適合性や原子力規制委員会への適合性審査の適否という観点からではなく、具体的な危険性が万が一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然である。この判断には、必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要しない。
  - ・ 大飯原発3、4号機には、地震の際に冷やすという機能と放射性物質を閉じ込めるといった機能に欠陥がある。
  - ・ 多額の貿易赤字は国富流出・喪失ではない。豊かな国土に国民が生活していることが国富。これを取り戻すことができないことが国富の喪失。
  - ・ 福島原発事故は我が国始まって以来の最大の環境汚染であることから、環境問題を原子力発電の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

## <本県での事例1 差し止め請求>

### 支出差止等請求事件(大阪高裁 H24.4.24 判決) ※ 和歌山県：被告

#### [概要]

○Aは、「県が行った急傾斜地法を根拠としない急傾斜崩壊対策事業は、県の事務とは関係のない個人等を違法に利得させる工事であり、その事業費を県の公金から支出することは違法である」として監査委員に対して住民監査請求を行った。

○監査委員は請求を棄却。

○Aは、公金の支出等の差止めや損害賠償を求める住民訴訟を提起。

#### [判決]

○ 公金の支出等の差止請求は却下、それ以外の請求は棄却。

## ＜本県での事例2－1 取り消し請求＞

**裁決取消請求事件(和歌山地裁 H24.5.15 判決)** ※ 和歌山県：被告

〔概 要〕

- 田辺市長は、介護保険法に基づき A に対して要介護状態区分 1 の認定を行った。
- A は、その認定に不服があるとして、県介護保険審査会に審査請求を行った。
- 県介護保険審査会では、A の請求を認める裁決を行った。
- 田辺市長は、その裁決の取消しを求める訴訟を提起した。

〔判 決〕

- 却下

## ＜本県での事例2－2 取り消し請求＞

**営業停止命令取消請求事件(和解成立 H30.1.16)** ※ 和歌山県：被告

〔概 要〕

- 学校給食センターにおいて食中毒が発生し、県は調理業務を受託していた A に営業停止命令（以下「処分」という。）を行った。
- A は、この処分の取消しを求める訴訟を提起し、併せて執行停止の申立を行った。
- 処分が違法であるとして、和歌山地裁は、処分を取り消した。
- この処分がなされたことを理由に、A が複数の学校給食の調理業務への入札参加ができない状況を解消するため、本県が「A がこの処分を食品衛生法上適法かつ妥当と認めれば、控訴を取り下げる。」と提案し、和解。
- 執行停止申立において、大阪高裁では、A の申立を棄却した。

## ＜本県での事例3－1 損害賠償＞

**損害賠償請求訴訟事件(和解成立 H24.7.25)** ※ 和歌山県：原告

〔概 要〕

- 本県が発注した 6 件の工事の入札において、談合行為(共同不法行為)があったことが認められたので、本県はその談合により生じた損害について賠償請求を行った。
- 6 件のうち賠償金が納入されなかった 3 件について、損害賠償請求訴訟を提起。
- 和歌山地裁で本県がほぼ全面勝訴の判決だったが、相手方が控訴。
- 大阪高裁から和解案の提示があり、和解。

## <本県での事例3-2 損害賠償>

### 損害賠償等、改善命令義務付け請求事件

#### [概要]

- 県の許可を得て行われた隣接地の宅地造成工事によって、一審原告らの所有する土地の地盤が悪影響を受け、経済的損失を被ったことについて、許可をした県に対し、必要な審査を行っていなかったとして損害賠償を請求した。
- 県の監修を受けて関係団体が作成した「宅地造成の手引き」により添付が求められている書類が添付されない状態で行われた宅地造成の許可が知事の裁量の範囲を逸脱し、違法であるか否かが争われた。

#### [第一審 H25.3.19 和歌山地裁判決]

- 宅地造成等規制法は、宅地造成工事完了後の災害による危険発生の防止を目的としたものであり、施工過程における災害発生の防止を目的としたものではないとする和歌山県の主張は採用できず、許可権者である和歌山県知事は、施工過程での危険性を検討することが求められている。
- 和歌山県が「宅地造成の手引き」記載の書類の提出を求めているということは、「手引き」が審査基準に当たるか否かにかかわらず、施工過程における危険性について必要な審査をしていないに等しく、極めて杜撰。
- 本件許可は、知事に与えられた裁量を逸脱するものとして違法というべきである。

#### [第二審 H26.7.31 大阪高裁判決]

- 宅地造成に伴う災害には、宅地造成に関する工事の施工に伴う災害と工事完了後の宅地が不安定なために生ずる災害の2種類があるが、本件許可当時の宅造法は、工事に伴う危害防止措置に関して特段の審査をせず条件を附する方法によって許可をすることを当然に許容していた。
- 「宅地造成の手引き」は、関係する社団法人が作成したに過ぎないものであり、当該手引きに記載してあるというだけの理由をもって、その不提出の故に直ちに国家賠償法上違法であるとすることはできず、一審原告等の主張は理由がない。（県全部勝訴）

## G 我々が心しなければならぬこと

(1) 常識、良識、正義、条理の重要性

(2) 忖度

(3) なんのための行政か(原点)

(4) 行政知識の必要性(情熱と正義感に加え)

(5) なぜどうして と ほんまかいな

(6) チャレンジすべきはどこまでか

(7) 一般均衡解を踏まえた決断力とスピード

(8) 責任の取り方、取らせ方